

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告

示

身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号の一部改正
土地改良区の設立の認可
新たに行なおうとする土地改良事業の認可

目次

土地改良事業計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の認可

建築基準法による道路の位置の指定

野鳥愛護林の設定についての公聴会の開催

◇公

告

昭和四十七年度後期技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤 務 先
内 科	藤 貴 義	岩美郡岩美町大字浦富六五二 岩美町国民健康保険 岩美病院

鳥取県告示第六百七十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
外科	福永儀親	気高郡青谷町青谷
"	池本謙三	東伯郡赤碕町赤碕
"	池田隆二	" 北条町弓原 北条町診療所
"	藪内定栄	境港市外江町三、五四七
整形外科	長谷川淳	東伯郡三朝町山田 国立三朝温泉病院
内科	菅陞	西伯郡西伯町倭 西伯病院
"	古志新	" 会見町市山
眼科	小畑義次	岩美郡岩美町本庄
"	小酒丈夫	境港市朝日町一〇

鳥取県告示第六百七十九号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「軽合金鋳物鑄造

亜鉛合金ダイカスト

実技試験の表中

「軽合金鋳物鑄造
鋳鉄熔解」

を アルミニウム合金ダイカスト
鋳鉄熔解

鋳鋼アーク炉熔解

「タレット旋盤加工

に、「タレット旋盤加工」を

立旋盤加工

に、「形削り盤加工」

数値制御旋盤加工」

「形削り盤加工

を 立削り盤加工

に、「横中ぐり盤加工」を ジグ中ぐり盤加工

平削り盤加工」

ホブ盤加工

「工場板金」を

「打出し板金
工場板金」

に、「回転電機巻線」を

「回転電機巻線
電子機器組立て」

洋服仕立て

洋裁

和裁

「縫製機械整備
染色補正」

に、
横編みメリヤス縫製

丸編みメリヤス縫製

たて編みメリヤス縫製

中衣縫製

洋服仕立て	三千円
紳士既製服製造	四千円
洋裁	三千円
婦人子供既製服製造	四千円
和裁	三千円
横編みメリヤス縫製	
丸編みメリヤス縫製	
たて編みメリヤス縫製	
作業服製造	
衛生着縫製	

左官	三千円
かわらぶき	四千円
スレート施工	
タイル張り	三千円

「機械製図」を「機械製図」に、「活版植字」を「活版植字」に改める。
 「配電盤製図」を「配電盤製図」に、「活版植字」を「活版植字」に改める。
 「写真植字」を「写真植字」に改める。

左官
 タイル張り

鳥取県告示第六百八十号

西伯郡大山町中高二〇〇番地五前田見二郎ほか四十八人の者から設立認可申請のあつた大山土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十一号

関金土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（関金地区土地改良施設維持管理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十二号

関金土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（灌漑地区土地改良施設維持管理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十三号

関金土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（今西地区土地改良施設維持管理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年六月十九日付で東伯郡赤碕町大字赤碕一、七〇三番地岡田栄一ほか十六人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（赤碕地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（赤碕地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百八十五号

昭和四十七年六月二十三日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（山田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十六号

昭和四十七年八月三十一日付で大山町長から申請のあつた土地改良（赤松地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十七号

昭和四十七年八月五日付で中山町長から申請のあつた土地改良（三谷地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

昭和四十七年七月二十五日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（尾崎地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（古川沢地区農道舗装）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、末恒団地第二土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年九月十九日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市三津の一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第二土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

七 施行者の住所

鳥取市東町一丁目三百十九番地

八 事業年度

昭和四十七年度及び昭和四十八年度

九 公告の方法

鳥取市東町一丁目三百十九番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第六百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年九月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市福守町 一・二・三ノ八 河 原 利 行	倉吉市福守町字堂の前一・二・三ノ一部、一・四ノ一、一・五ノ一、一・五ノ四の一部、一・八ノ七、一・四ノ四・一・五ノ四地先水路の一部	幅員 四・〇〇メートル 四・六〇メートル 延長 六六・三〇メートル

鳥取県告示六百九十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第
四項において準用する商法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次の通り公
聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五
年農林省令第百八号)第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 若桜野鳥愛護林設定に係る公聴会

(一) 日時 昭和四十七年十月十二日 午前十時から

(二) 場所 八頭郡若桜町若桜 若桜町役場会議室

(三) 案件 若桜野鳥愛護林の設定について

(四) 公聴会の開催に関する問合せ先 鳥取県農林部造林課保護係

二 智頭野鳥愛護林設定に係る公聴会

(一) 日時 昭和四十七年十月十二日 午後二時から

(二) 場所 八頭郡智頭町智頭 智頭町役場会議室

(三) 案件 智頭野鳥愛護林の設定について

(四) 公聴会の開催に関する問合せ先 鳥取県農林部造林課保護係

公 告

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和
47年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則

(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和47年9月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する検定職種

工場板金、建築板金、時計修理、回転電機巻線、縫製機械整備、寝具
製作、建築大工、機械木工、いす張り、機械製図及び印章彫刻

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和47年11月23日(木)から昭和48年2月25日(日)までの間に

おいて、指定する日に行なう。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和47年11月13日(月)に鳥取県技能検定協会の

掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

エ 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行なう。

検 定 職 種	実 施 期 日
工場板金、建築板金、時計修理、回転電機巻線、建築大工、いす張り、機械製図、印章彫刻	昭和48年2月18日(日)
縫製機械整備、複製製作、機械木工	昭和48年2月25日(日)

1 実施場所
別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市青葉町1丁目111 大佐古組ビル内

鳥取県技能検定協会 (電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和47年10月2日(月)から昭和47年10月16日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。
なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、

25円切手をはったもの)を同封して行なうこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
工 場 板 金	3,000円
建 築 板 金	3,000円
時 計 修 理	4,000円
回 転 電 機 巻 線	4,000円
縫 製 機 械 整 備	4,000円
複 具 製 作	4,000円
建 築 大 工	3,000円
機 械 木 工	4,000円
い す 張 り	3,000円
機 械 製 図	2,000円
印 章 彫 刻	3,000円

1 学科試験の手数料
1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和48年8月27日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和48年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。